

ぎふ労働局
通信

2026

4

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク



厚生労働省岐阜労働局のX
公式アカウントをご活用ください。
岐阜労働局における各種施
策や、雇用、労働における情報
をお届けします。



令和8年4月からの主な改正ポイント

労働安全衛生法・労働施策総合推進法関係（R8.4.1施行）

- 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大
- 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知
- 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し
- 高齢労働者の労働災害防止の推進

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を行うことが事業者の努力義務となりました。事業者の方には「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

□ 治療と就業の両立支援の推進

職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を行うことが事業者の努力義務となりました。事業者の方には「治療と就業の両立支援指針」に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等について



「高齢者の労働災害防止のための指針」



「治療と就業の両立支援指針」



電離放射線障害防止規則等の改正（R8.4.1施行）

- エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大
- 特別教育の実施対象業務の拡大

女性活躍推進法関係（R8.4.1施行）

□ 情報公表の必須項目の拡大

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、 2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率 に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率 に加えて、1項目以上を公表

□ えるばし認定基準（1段階目）の見直し

えるばし認定（1段階目）の基準を見直し、改善傾向にあることを評価する新たな選択肢を示しました。

□ えるばしプラス認定の創設

えるばし認定及びプラチナえるばしに、女性の健康支援に関する基準
を追加した新しい認定を創設。



□ 職場における女性の健康支援

- ・女性の活躍の推進は、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨が法律で明確化
- ・行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、**特に女性の健康上の特性に配慮した取組を盛り込むことが望まれます。**

女性活躍推進法等
について

令和8年度 雇用保険料率について

(赤字は変更部分)

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付・育児休業 給付の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

令和8年度 労災保険率等について

令和8年度の労災保険率、特別加入保険料率及び労務費率は、右のリンク先からご確認ください（令和7年度から変更ありません）。



令和8年7月から 障害者法定雇用率が引き上げられます

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上



令和8年10月から ハラスメント防止対策が強化されます

労働施策総合推進法等の改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「求職者等セクハラ」）の防止措置が事業主の義務となります（令和8年10月1日施行）。

NEW

令和8年2月26日に事業主が雇用管理上講ずべき内容等を定めたカスハラ防止指針及び求職者等セクハラ防止指針が公布されました。



人材確保・定着に向けた支援メニュー

人材不足が課題となる中、労働生産性の向上や賃上げをすすめるとともに、多様な人材が活躍できる職場づくりを進めることが重要となっています。

岐阜労働局では、企業の人材確保や職場環境の改善に取り組む企業を支援しています。



□ ハローワークで人材を確保

魅力ある求人票の作成支援等や面接会などにより企業の人材確保を支援！



□ 助成金を活用した処遇改善

賃上げや多様な働き方の導入などの取組を助成金で支援！



□ 職場の雰囲気づくり

「新はつらつ職場づくり宣言」で、魅力ある職場を目指す労使の思いを形に！



ワンストップ相談

中小企業の皆様を専門家がサポート！
ぎふ働き方改革推進支援センター
0120-266-311

